《練習生用》 特定非営利活動法人久喜バスケットボールクラブ入会規約

（目的）

第1条 特定非営利活動法人久喜バスケットボールクラブ(以下、NPO法人久喜BC)は、久喜市内における部活動の地域クラブ移行に貢献するとともに、久喜近隣地域の育成世代のバスケットボール活動を支援することを目的とし、練習生制度を運営する。

（運営）

第2条 練習生制度は、NPO法人久喜BCによって運営される。

（構成）

第3条 練習生制度はU12バスケットボールチーム所属する久喜市近隣の小学生６年生を対象とし、1月のU12冬季リーグ大会終了までではU12チームでの活動を優先する。
尚、U12バスケットボールチームに所属しない場合には、当法人が運営する各クラブチームへの入会を可能とする。

（練習生）

第4条 練習生は、NPO法人久喜BCの定款に明記された目的と理念に賛同し、その運営方針に従う。
なお、NPO法人久喜BCの概要及び定款は以下のウェブサイトで確認できる。
https://www.saitamaken-npo.net/database/kyoudou/group.php?mode=detail&id=241018152910
https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/011015010

2 練習生への連絡は指定のアプリケーション又は電子メールを使用して保護者に対して行い、練習生はその連絡に従う。

3 練習生は、NPO法人久喜BCがその運営を目的に練習生の個人情報を使用することに同意する。

4 練習生は、指定のポーツ保険に加入することに同意する。但し、その手続きは事務局が代行する。

5 練習生は、当法人が撮影する活動中の動画及び静止画の肖像権が当法人に帰属することに同意する。
※動画や静止画を当法人のHPまたはSNSに掲載する場合、選手の顔が映り込む可能性がある。

（指導者）

第5条 練習生制度の指導者は各チームのコーチが兼ねる。

2 指導者は、練習生の健全な心身の育成とバスケットボール技術の向上を図る。

（保護者）

第6条 保護者は、NPO法人久喜BCの定款に明記された目的と理念に賛同し、その運営方針に従う。
なお、NPO法人久喜BC概要及び定款は以下のウェブサイトで確認できる。
https://www.saitamaken-npo.net/database/kyoudou/group.php?mode=detail&id=241018152910
https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/011015010

2 保護者への連絡は指定のアプリケーション又は電子メールを使用し、保護者はその連絡に従う。

3 保護者は、NPO法人久喜BCがその運営を目的に保護者及び練習生の個人情報を使用することに同意する。

4 保護者は、練習生制度員が指定のスポーツ保険に加入することに同意する。但し、その手続きは事務局が代行する。

5 保護者は、当法人が撮影する活動中の動画及び静止画の肖像権が当法人に帰属することに同意する。
※動画や静止画を当法人のHPまたはSNSに掲載する場合、選手の顔が映り込む可能性がある。

6 保護者は練習生の体調不良、ケガ等の報告義務を負う。
その必要がある場合は、速やかにNPO法人久喜BCの事務局に報告し、指示を仰ぐ。
事務局連絡先：090-9675-4178 または 090-9675-8073 Eメール：kukibasketballclub@gmail.com

7 保護者は、下記の出席停止規定に基づいて練習生の出欠を判断する。
感染症の疑いがある場合は、必ず医師の診察を受ける。
医師が感染症であると診断(又は疑いがあると診断)した場合は、速やかに事務局に連絡する。

《出席停止となる感染症と出席停止期間》

病名	出席停止期間
インフルエンザ・コロナウイルス	発症した後５日を経過し、かつ解熱及び症状が軽快した後２日を経過するまで(計7日間)
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後２日を経過するまで
溶連菌感染症	治癒するまで　※医師が感染のおそれがないと認めるまで
感染性胃腸炎	
流行性角結膜炎	
ヘルパンギーナ	
マイコプラズマ肺炎	

・練習生の所属する学級が、学級閉鎖及び学年閉鎖になった場合、当該の練習生の出席は停止とする。

・家族に出席停止となる感染症、その疑いがある者がいる場合、練習生の出席については本人の体調及び、学校の出席状況を踏まえて事務局を通じて指導者と相談し、指導者が判断する。

・例外対応が必要な場合には、NPO法人久喜BCの理事会及び指導者で検討し、判断する。

（入会・退会）

第7条　練習生として入会を希望する場合は、指定のWebフォームで申し込む。その後、指定のアプリケーションで必要な手続きを行う。

2　入会に際して、第3条に基づいて所属するU12バスケットボールチーム代表者からの「同意書」を提出する。

3　退会する場合は、事務局に連絡し、指示に従って必要な手続きを行う。

（会費）

第8条　練習生制度の運営に要する経費は、練習生からの会費を持ってあてる。

2　会費は参加日数に関わらず月額１人1,000円とする。
※学校行事やその他の事由で練習会場が確保できない場合でも月額は固定とし、減額はしない。

3　会費と別に、スポーツ保険料金として、年あたり1人850円(800円＋手数料)を徴収する。

4　退会した場合、支払い済みの費用については返却しない。

5　練習生制度の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(緊急時の対応)

第9条　活動中に台風や地震などの災害あるは何らかの緊急事態が起きた場合は、安全を確保し、体育館に待機する。
指導者は安全を最優先とした上で、情報収集を行い、事務局を通じて理事会に報告し、その指示に従う。
事務局連絡先：090-9675-4178　または　090-9675-8073　　Eメール：kukibasketballclub@gmail.com
指導者が不在または何らかの事情で対応できない場合、現地にいる保護者が代わりに事務局に連絡する。
在宅中に災害が起きた場合は、事務局が有効な通信手段で練習生の安否を報告する。

（規約の改廃）

第10条　本規約は、NPO法人久喜 BCの理事会において出席者の４分の３以上の賛成を得なければ改廃することはできない。

（そ の 他）

第11条　本規約で定めるものを除くほか、必要な事項はNPO法人久喜BC理事会が別に定める。

（附　則）

NPO法人久喜BCは2024年11月5日創立。
この規約は　　2026年6月1日より施行する。但し、第8条の会費については2026年7月分から適用する。